

担い手確保・経営強化支援事業

【4, 950百万円】

対策のポイント

先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより、力強く持続可能な農業構造を実現することが必要です。

政策目標

次世代を担う経営感覚に優れた経営体を育成
(10%以上の付加価値額の拡大、売上高の拡大又は経営コストの縮減)

<主な内容>

適切な「人・農地プラン」が作成されており、農地中間管理機構を活用している地区（又は活用することが確実な地区）において、先進的な農業経営の確立に意欲的に取り組む地域の担い手※が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援します。

また、新たな国際環境に向けて輸出等に取り組む担い手を配分基準ポイントの加算により積極的に支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

※ 地域の担い手とは、人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定新規就農者若しくは集落営農組織であること又は農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者

補助率：融資残額（事業費の1／2以内）
配分上限額（個人1,500万円、法人3,000万円）
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-2148）]

担い手確保・経営強化支援事業

先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、農業用機械・施設の導入を支援

事業の内容

- 事業概要
 - ・ 農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地区において、先進的な農業経営の確立に取り組む担い手が融資を受けて行う機械・施設の導入を支援。
 - ・ 輸出等に取り組む担い手に配分基準ポイントを加算。
- 補助対象メニュー
農業用機械、農業用ハウス等施設の導入 等
- 助成対象者
人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定新規就農者若しくは集落営農組織であること、又は農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者であること
- 補助率 事業費の1/2以内
(配分上限額: 個人1,500万円、法人3,000万円)
- 事業実施主体 市町村

事業の流れ

